Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		地域協働課
連絡先（内線・外線）		3314
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月16日
	上半期提出日	令和5年11月7日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	白子コミュニティセンター運営委員会、神戸コミュニティセンター運営委員会、合川コミュニティセンター運営委員会、牧田地区地域づくり協議会

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	業務用空調機器（エアコンディショナー）	白子コミュニティーセンター

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月30日	10月27日	3月31日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	〇		〇		〇		〇

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台	実施しなかった

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	業務用空調機器（エアコンディショナー）	神戸コミュニティーセンター

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月30日	12月27日	3月29日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	〇		〇		〇		〇

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	業務用空調機器（エアコンディショナー）	合川コミュニティーセンター

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月30日	12月27日	3月30日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	7月に実習室の業務用空調機1台を買い替えた。

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	業務用空調機器（エアコンディショナー）	牧田コミュニティーセンター

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月20日	9月6日	12月8日	3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの ■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
	2台	実施しなかった

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	696	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 25.8% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	2700	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，１回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	14	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 60.9% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	23	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	０	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に対する関心を高めるため，地域協働課発信のメールの署名欄に温暖化防止に関するメッセージを添付する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
地域協働課発信のメールの署名欄に温暖化防止に関するメッセージを添付することは徹底できた。今後も意識して継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（３月入力）					
評　　価（C）（３月入力）					
改　　善（A）（３月入力）					
環境管理責任推進員評価（３月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（３月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	住吉公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） 100V壁掛形、パッケージエアコン天井ｶｾｯﾄ形、パッケージエアコン天吊形	6台 （事務室東側，小会議室北側，倉庫北側，調理室北側，ホール西側2）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月10日	8月2日	11月1日	2月7日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台　調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式，液晶）	2台　和室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	清和公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン 天井埋め込み形	6台 （和室、ロビー、会議室、ホール東、ホール西、事務所）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月11日	7月6日	12月22日	3月6日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○		○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台　湯沸室、家庭科室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式，液晶）	2台　ロビー，事務室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	520㎡／16台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	白子公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン、パッケージエアコン 天井埋込型	11台 （和室西側3，男子トイレ南側3，小ホール西側，2階ホール北側ベランダ4）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月16日	8月16日	11月15日	2月20日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台　事務室、調理室

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式，液晶）	2台　事務室、和室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	—

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	旭が丘公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン天井カセット パッケージエアコン壁掛形	7台（調理実習室北側3，会議室北側4）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月11日	8月8日	11月15日	2月15日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台　湯沸室，調理室

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台（和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	520㎡／16台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	愛宕公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン天井カセット、パッケージエアコン壁掛型、パッケージエアコン天井埋込形、パッケージエアコン床置型	７台（事務室南側，和室南側，廊下南側2，ホール北側，廊下北側2）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月29日	9月28日	12月28日	3月13日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台　事務室、調理室

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	１台　ホール

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	鼓ヶ浦公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用）パッケージエアコン壁掛形単相200V、パッケージエアコン天井埋め込み形、パッケージエアコン壁掛形、パッケージエアコン床置形、マルチエアコン	８台（事務室東側，ホール東側2，調理室西側，会議室西側，和室西側2、和室東側）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月5日	9月4日	12月4日	3月4日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台　調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	2台　和室，事務室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	760㎡／30台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	—

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	一ノ宮公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン天井埋込型・天井カセット型	9台（和室東側3，多目的ホール北側６）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月31日	8月31日	11月30日	2月28日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	旧天名公民館で購入したパッケージエアコンを令和５年７月にホール北側へ移設した。

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１台　調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	１台　和室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	1,700㎡／60台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	長太公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン天井埋込型	８台（事務所2，ホール東、ホール中、ホール西，和室北、和室南、図書コーナー）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				
４月～６月　点検実施日		７月～９月　点検実施日		１０月～１２月　点検実施日		１月～３月　点検実施日	
4月4日		7月3日		11月2日		1月5日	
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１台　調理実習室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	１台　和室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	1,290㎡／70台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	神戸公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用）パッケージエアコン壁掛形、パッケージエアコン床置形、パッケージエアコン天吊形	６台 （事務室東側、事務室南側2、事務室南側の西、和室南側、会議室北側）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月23日	9月22日	12月22日	3月6日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１台　調理実習室

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	１台　ロビー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第１６条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	郡山公民館

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） パッケージエアコン天井埋め込み形	7台（和室西側4，ホール南側3）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月14日	9月13日	12月13日	3月13日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	２台　調理室、給湯室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	１台　ホール

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	1,020㎡／41台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	排水設備（ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ）	太陽の街ｺﾐﾌﾟﾗ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

施設名称	ふれあいセンター

※原則，小数点第２位まで入力

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（第一種特定製品・業務用） ビル用マルチ、パッケージエアコン天井カセット型、壁掛型、ビル用マルチ	１２台 （事務室、実習室、ホール・小会議室7、和室、玄関ロビー南側・北側）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月28日	7月27日	10月30日	1月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月		7月～9月		10月～12月		1月～3月	
	○		○		○		○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	冷媒なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機（家庭用）	エアコン（学習会館） 1台　和室12帖

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	２台　事務室、調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	1台　ホール

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	９７５㎡／３３台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第5条（規制基準の遵守義務）	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が７．５kw以上のもの）	空冷ヒートポンプマルチエアコン・圧縮機（学習会館）	・マルチエアコン／9台 ・圧縮機／3台／7.5kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第8条，第10条	第８条　第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数〇騒音の防止の方法）の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数）の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号（〇騒音の防止の方法）に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない 第１０条　第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない 【特定施設】（騒音）	空冷ヒートポンプマルチエアコン・圧縮機（学習会館）	・マルチエアコン／9台 ・圧縮機／3台／7.5kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第5条（規制基準の遵守義務）	指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない 【特定施設】（騒音） 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が７．５kw以上のもの）	空冷ヒートポンプエアコンダクト型・圧縮機（ふれあいホール）	・ヒートポンプ3台／R22 ・圧縮機3台／7.5kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
騒音規制法　第8条，第10条	第８条　第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第三号又は第四号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数〇騒音の防止の方法）の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項（〇特定施設の種類ごとの数）の変更が環境省令で定める範囲内である場合又は同項第四号（〇騒音の防止の方法）に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない 第１０条　第六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（〇氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名〇工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない 【特定施設】（騒音）	空冷ヒートポンプエアコンダクト型・圧縮機（ふれあいホール）	・ヒートポンプ3台／R22 ・圧縮機3台／7.5kw

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばっ気／110人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばっ気／110人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

13

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばっ気／110人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

14

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばっ気／110人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

15

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばっ気／110人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		国府地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-378-0522
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	7台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
令和5年6月2日	令和5年9月8日	令和5年12月8日	令和6年3月1日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	充填なし
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項		規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	センター１台，公民館6台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式／液晶）	ブラウン管：1台（公民館ロビー） 液晶：2台（公民館ホール，事務室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台　事務室，公民館調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台　H21アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	35台（1,000㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	12	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 30.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	40	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
①環境に配慮した取り組みとして，施設利用者やイベント開催時でのごみの分別と持ち帰りについて周知徹底を行う。 ②緑のカーテンを利用し，夏場の室温上昇を抑え節電に取り組んでいく。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
環境に配慮した取り組みとして、施設利用者やイベント開催時でのごみの分別と持ち帰りについて周知徹底を行うことができた。 また、緑のカーテンを育て夏場の室温上昇を抑え節電に取り組むことができた。次年度もこれらの取り組みを継続し改善していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		庄野地区市民センター・庄野公民館
連絡先（内線・外線）		378-0016
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月24日
	上半期提出日	令和5年10月17日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	8台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月8日	8月7日	11月6日	2月5日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	11月にホール業務用空調機1台を付け替えた。

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	１台（ロビー）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台（事務室，料理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	1台（調理室横屋外）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H23アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	ただし、11月にホール業務用空調機1台を付け替えたものは取替業者が処分した。

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	４８台（1,200㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	2	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 12.5% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	16	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
館利用者に使用後の冷暖房・電灯の切り忘れの無いように注意書きなどで周知するとともに節電に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
概ね目標どおりできたと感じている。今後も職員及び館利用者に冷暖房や電灯の電源切り忘れのないよう周知徹底に努めたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS　（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		加佐登地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-378-0027
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月16日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	７台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月27日	7月27日	10月26日	1月25日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	１台　（公民館和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	公民館調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台／H24アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	小型合併／嫌気分離接触ろ床　１４人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	小型合併／嫌気分離接触ろ床　１４人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	小型合併／嫌気分離接触ろ床　１４人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	小型合併／嫌気分離接触ろ床　１４人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	小型合併／嫌気分離接触ろ床　１４人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	
実施人数	実　施　日
名	訓 練 内 容
	実施時の写真撮影有無

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	6	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 22.2% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	27	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境に配慮した取り組みとして施設利用者やイベント開催時のごみの分別と持ち帰りについて周知徹底を行う。また，地区市民センター，公民館の窓口に鈴鹿エコモーション6のパネルを掲示し，温暖化防止のための取り組みを周知する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
施設利用者にはごみの持ち帰りについて周知徹底をし、イベント開催時も基本持ち帰りに協力いただいた。また、地区市民センター，公民館窓口への啓発用パネル等を見直し、掲示をして温暖化防止のための取り組みを周知した。なお、次年度は、職場内の回覧等のペーパーレス化に取り組みたいと考えている。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		牧田地区市民センター
連絡先（内線・外線）		378-0515
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月11日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	牧田地区地域づくり協議会

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	10台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月7日	9月5日	12月6日	3月5日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	1台（和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台（１階調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	22	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 38.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	57	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
館利用者（サークル・貸館等）に対して、冷暖房・電灯スイッチON・OFF切り替え忘れの徹底を周知し、節電に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
館利用者（サークル・貸館等）に対して、冷暖房・電灯スイッチON・OFF切り替え忘れの徹底を周知し、節電に努めた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細	担当G
年間計画（P）（当初入力）	該当なし		
実施結果（D）（3月入力）			
評　　価（C）（3月入力）			
改　　善（A）（3月入力）			
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		石薬師地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）		374-0015
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月14日
	上半期提出日	令和5年10月26日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	7台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月5日	9月4日	12月4日	3月4日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１階公民館事務室1台，２階調理室1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H２１アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	４４台（約1,000㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	小型合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	小型合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	小型合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	小型合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	小型合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	4	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 23.5% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	17	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
公民館利用者に対して，冷暖房の温度設定や退出時の消灯とエアコンの電源ＯＦＦの内容のポップをエアコンのスイッチの近くに貼り，省エネ推奨を図る。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
本年度の目標については，徹底して出来た。今後も取組みを外部に向けて発信し，利用者への注意喚起を促すため，継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		地域協働課　白子地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-386-0001
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年9月4日
	上半期提出日	令和5年11月16日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	２台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月26日	9月26日	12月18日	3月4日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	1台（事務室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１台（事務室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H15アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	５７台（2,234㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	11	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 40.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	27	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
来所者に対して，環境問題に関するポスターの掲示やパンフレット等は配置し，啓発をする。 施設については，エアコンの適正な運用，不要な照明の消灯などに取り組む。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
来所者に対して，環境問題に関するポスターの掲示やパンフレット等は配置し，啓発をおこなった。 施設については，エアコンの適正な運用，不要な照明の消灯などに取り組んだ。 次年度においても、引き続き環境問題の啓発、エネルギー消費の節約に取り組む。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細	担当G
年間計画（P）（当初入力）	該当なし		
実施結果（D）（3月入力）			
評　　価（C）（3月入力）			
改　　善（A）（3月入力）			
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		稲生地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）		059-386-0059
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月27日
	下半期提出日	令和6年4月18日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	9台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月15日	9月15日	12月15日	3月15日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	2台（情報図書コーナー／整理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	２台（整理室／和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台（調理実習室／整理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台　H26アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	30台（525㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／嫌気ろ担体流動ろ過循環方式／50人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／嫌気ろ担体流動ろ過循環方式／50人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／嫌気ろ担体流動ろ過循環方式／50人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／嫌気ろ担体流動ろ過循環方式／50人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／嫌気ろ担体流動ろ過循環方式／50人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	34	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 60.7% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	56	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
公民館利用者（サークル・貸館）に対して，冷暖房・電灯スイッチの切り忘れがないよう貼り紙等を利用して周知する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
概ね、来館者、利用者は順守していただいた。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）	飯野地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）	059-382-0142
環境管理責任推進員	****
環境管理推進員	****
提出日 当初提出日	令和5年8月17日
提出日 上半期提出日	令和5年10月31日
提出日 下半期提出日	令和6年4月18日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	６台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023/4/3	2023/6/2	2023/10/31	2024/2/2

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	１階和室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１階事務室，１階調理室，１階調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H25アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	10	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 31.3% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	32	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	15	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 44.1% もう少し努力できる
R5年度に購入した件数→	34	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に関する意識・関心を高めるため、環境に関するポスター等を窓口・公民館等利用者の目につく場所に掲示する。 また、感染症予防対策として換気に留意しながら、冷暖房の設定温度をポップ等を活用して利用者に周知し理解を得る。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
環境問題に関する意識・関心を高めるため、環境に関するポスターなどを窓口・公民館利用者の目につく場所に掲示し，おおむねご理解ご協力いただけた。 感染症予防対策としてこまめに換気を行っていたが、衣服などで調節しながら冷暖房を適切に使用し，電気使用量を少しでも抑えようと職員・利用者ともに努めた。 来年度はさらに事業やサークル活動，貸館(休日・夜間利用)が活発になることから，既存の利用者様には引き続き，新規利用者様にはよりわかりやすく (日本語が苦手な利用者様も見えるので図説などを用い)，節電・節水を快くご理解ご協力いただけるように周知するよう努め，年間削減量を105%以内に抑える。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		河曲地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-382-0076
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月27日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	①センター2台（和室南：1.9ｋｗ／和室西：1.7ｋｗ） ②公民館6台（和室南×6：2.75ｋｗ×２：1.3×２：1.9×１：1.4×１）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
2023/5/15	2023/8/14	2023/11/13	2024/2/13

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	地区市民センター１台，公民館１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	地区市民センター１台，公民館１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	公民館１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台　H22アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	地区セン：単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／１０人槽，公民館：合併処理/嫌気ろ床接触ばっ気方式／１４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	地区セン：単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／１０人槽，公民館：合併処理/嫌気ろ床接触ばっ気方式／１４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	地区セン：単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／１０人槽，公民館：合併処理/嫌気ろ床接触ばっ気方式／１４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	地区セン：単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／１０人槽，公民館：合併処理/嫌気ろ床接触ばっ気方式／１４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	地区セン：単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／１０人槽，公民館：合併処理/嫌気ろ床接触ばっ気方式／１４人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	20	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 40.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	50	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯し，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等は必要最小限点灯に務める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
本所属で取り組む環境目標について遵守できた。来年度も引き続き取り組んでいきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）	該当なし				
実施結果（D） （3月入力）					
評　　価（C） （3月入力）					
改　　善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		一ノ宮地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-382-0258
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月10日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月29日	12月22日	3月29日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	2台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ	液晶１台（和室） ブラウン管１台（和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	炊事室１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H２５アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	3	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 18.8% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	16	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
業務に支障のない範囲で事務所内の北側の電気を消灯し，夏場はできるだけ玄関や窓を開けて換気を行うことで，エアコンの使用を控え，消費電力の削減に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
感染防止対策も兼ねて常に換気をしていますが，市民の待合場所や会議場所の環境配慮のため、夏場の暑い日及び寒い日はエアコンを使用していたため電気代が微増した。来年度は消費電力の削減に努める。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		地域協働課　箕田地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-381-0400
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月3日
	上半期提出日	令和5年10月19日
	下半期提出日	令和6年4月23日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	該当なし

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	8台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月29日	故障期間につき、点検実施せず	3月19日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	2台	実施した

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式） テレビ（液晶式）	1台（会議室第１） １台（和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台（給湯室／調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H２６アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	26台（770㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばつ気方式／３０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	なし

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばつ気方式／３０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばつ気方式／３０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	なし

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばつ気方式／３０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	評価事象なし	変更点	なし

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／沈殿分離接触ばつ気方式／３０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	なし

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	3	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	30	10.0% もう少し努力できる

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
例年どおり，夏期におけるグリーンカーテンの設置により空調設備の節電を外部にPRするとともに， 電子決裁の割合を昨年度よりも増加させることで限られた資源の有効活用を職員間にも意識付けする。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
人事異動に伴う事務引継を紙媒体で行ったことが、結果として電子決裁の割合の減少に繋がってしまった。 今後は事務の引継を含めて、業務に関わる情報共有についてもメールなどの活用を徹底し、紙の消費削減に努めていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細	担当G
年間計画（P）（当初入力）	該当なし		
実施結果（D）（3月入力）			
評　　価（C）（3月入力）			
改　　善（A）（3月入力）			
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		玉垣地区市民センター
連絡先（内線・外線）		382-0130
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月29日
	上半期提出日	令和5年10月25日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	１１台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月15日	8月15日	11月15日	2月15日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ	２台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１階調理室，１階湯沸室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H28アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	約926㎡・23台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	9	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 23.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	39	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，１回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
不要な部分の消灯や冷暖房の適正な使用など常日頃から節電に努め，施設利用者には冷暖房や照明の切り忘れがないよう周知していく。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
公民館や事務所において、点灯する箇所は必要最低限とした。また、施設利用者には冷暖房や照明の切り忘れがないよう周知し、環境問題に対する住民の関心を高めることができた。来年度も継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		若松地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）		385-0200
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月17日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	該当なし

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	１０台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月29日	12月28日	3月29日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ	１台（和室2）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	3月　整理室のテレビ１台廃棄

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	調理室／整理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	１台（H２７　アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	61台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	4	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 16.7% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	24	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，１回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に対する市民の関心を高めるため、施設内に環境推進に関するポスターを掲示し、イベント実施時にはゴミの分別の徹底を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
年２回の若松海岸通り美化ボランティアを開催し、ゴミ分別等の環境保全の啓発を行った。次年度も引き続き、啓発活動を推進する予定。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		栄地区市民センター
連絡先（内線・外線）		386-0104
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月4日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	９台（Ｒ４１０Ａ→９台） 多目的ホール（4.0kw） 会議室１（4.0kw） 調理室（2.5kw） 事務室（1.6kw） 自販機ホール（1.3kw） 図書コーナー（1.3kw） 会議室２（0.95kw） 会議室３（0.95kw） 和室（0.95kw）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月5日	8月1日	12月8日	3月8日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台 整理室（R32、 0.8kw）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	１台（和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	３台（湯沸室・整理室・調理室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	１台（湯沸室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H21（アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式／２１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式／２１人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式／２１人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式／２１人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	合併処理／分離嫌気ろ床担体流動方式／２１人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	4	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 10.5% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	38	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
太陽光発電設備により自然エネルギーを効果的に利用する。トイレ照明は，人感センサー設定により消し忘れを防止する。また，当館は明り取り窓があるため，廊下等の照明を消して省エネに努めるとともに，施設利用者には，冷暖房，照明スイッチの切り忘れがないよう，貼紙や公民館使用報告書等を利用して周知徹底を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
【令和５年度実施状況】・太陽光発電を利用している施設であることを掲示　・各使用場所にエアコンの設定温度を冷房28℃，暖房20℃にしていただくよう節電協力依頼を掲示　・公民館使用報告書の点検項目に電気や冷暖房の切り忘れがないかを記載 次年度も引き続き利用者への啓発を行うとともに，職員も各自意識を持って取り組むよう努める。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細	担当G
年間計画（P）（当初入力）	該当なし		
実施結果（D）（3月入力）			
評　　価（C）（3月入力）			
改　　善（A）（3月入力）			
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS　（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		天名地区市民センター
連絡先（内線・外線）		372-0001
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月24日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	（～R5.11.31） 6台 ↓ （R5.12.1～） 8台 内訳 1.6kw　1台 3.5kw　4台 1.3kw　2台 1.2kw　1台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
令和5年4月14日	令和5年7月14日	令和5年10月18日	令和6年1月19日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。			
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.7に地域部屋の業務用空調機を1台買い替え。R5.12.1施設移転のためすべて新規追加（旧センター・公民館6台→新センター・公民館8台）

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	エアコン（家庭用）	（R5.12.1～） 1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.12.1施設移転のため新規追加 （旧センター・公民館0台→新センター・公民館1台）

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ	（～R5.11.30） 1台（ブラウン管） ⇩ （R5.12.1～） 1台（液晶）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.12.1施設移転のため買い替え（ブラウン管式1台→液晶1台）

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	（～R5.11.30） 3台 （R5.12.1～） 2台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.12.1施設移転のため （事務室2台・調理室1台→事務室1台・調理室買い替え1台）

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（R元 ホンダNバン）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例 第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない	（R5.12.1～） 農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.12.1施設移転

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	（R5.12.1～） 駐車場 （りんりんと共有）	67台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	R5.12.1施設移転のため

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	17	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 28.8% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	59	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
サークル・貸館などの利用者に対して，使用後の冷暖房・照明の消し忘れがないよう確認をお願いし，適切な施設利用を求める。目に見えるように掲示等でも周知し，節電の意識と環境問題への関心を高める。職員による再確認を実施する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
公民館利用者に対して、冷暖房及び電灯の節電について周知徹底をはかるほか、職員による館内の二重チェックを引き続き実施し、節電に努める。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		合川地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-372-0002
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月14日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	センター1台，公民館6台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月29日	10月31日	3月29日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	センター2台，公民館1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式／液晶式）	センター1台・公民館1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	4月に、テレビを他部署から公民館に無償譲渡してもらった。

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	センター1台・公民館1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H28アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	22	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 22.4% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	98	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境や節電に関するポスター・ポップ等の掲示をしたり、公民館で環境に関する行事をしたりすることで、市民の意識・関心を高める。 また、エアコン温度管理やこまめな電灯消灯、グリーンカーテン設置をして、節電に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
環境や節電に関するポスター・ポップ等の掲示をしたり、公民館で森と緑の生涯学習講座（小学生工作、アレンジメント）をしたりした。 また、エアコン温度管理やこまめな電灯消灯、グリーンカーテン（ゴーヤ・あさがお）設置をして、節電に努めた。 引き続き、エコオフィス活動を意識して日々の業務を行っていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		井田川地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）		378-0541
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月1日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	5台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
令和5年4月11日	令和5年7月31日	令和5年10月12日	令和6年1月31日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
	該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力 ※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量		充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	和室1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	湯沸室１台／ホール内調理室１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H30　アクティ 鈴鹿480う6290）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例 第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	4	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 30.8% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	13	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
・市民センター（公民館）が主体的に4R活動や節電などを推進し啓発することで、利用者をはじめ地域住民の環境問題への関心や意識を高めることにつなげる。 ・一年を通して、行政から提供された環境問題に関するポスター等を市民センター・公民館内に掲示し利用者をはじめ地域住民に周知する。 ・メールの署名欄に「鈴鹿エコモーション6」を掲載する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
職場内における４Ｒ活動や節電については、徹底できていると思われる。また今年度、地区全体のイベントとして開催した「井田川フェスティバル」においてもごみの分別などについて企画段階から協議が行われ、本番当日もしっかり実施されていた。来年度も引き続き、センター・公民館利用者、地区住民に対して環境問題への関心や意識を高めることを目標に取り組んでいきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		久間田地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-374-0001
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	4台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月3日	7月7日	10月5日	1月8日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	家庭用エアコン	3台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	（公民館和室／液晶１台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１階事務室，公民館２階ホール

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H23アクティ 1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例 第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	8	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 27.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	29	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境方針を遵守し，例年実施している緑のカーテン，業務時間においてはエアコン及び公用車の適切な使用実施等，所属で実施できる各種環境保全活動を実施し，以って地域住民の環境問題への意識向上に努める
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
上半期に続き環境方針を遵守した。現在、電気代をはじめとしたライフラインにかかる負担が全国的に大きくなっていることから、当所属では暖房の適正な利用や、公用車、照明などの無駄のない利用を行った。しかしながら、コロナウイルス感染症による規制の緩和に伴い、事業量や施設利用が増加し、徹底できないことも多い。 今後も適正利用を継続、改善するとともに、公民館の利用が今後さらに増えることが予想されるため、施設利用者にも環境意識を持って利用してもらうよう務める。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		椿地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）		371-1001
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月19日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	5台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月7日	9月6日	12月6日	3月7日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	令和4年10月に廃棄されている

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶）	事務室1台・和室１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	会議室ではなく、事務室に変更

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	実習室１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	実習室１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H２７アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	4	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 17.4% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	23	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に対する市民の意識・関心を高めるため、施設内に環境に関する啓発ポスター等を掲示する。施設利用者に冷暖房や照明の切り忘れがないよう周知し、節電に務める。
kannsinn
本年度の目標については、環境問題に対する市民の意識・関心を高めるため、施設内に環境に関する啓発ポスター等を掲示し、施設利用者に冷暖房や照明の切り忘れがないよう周知し、節電に務めることが出来た。今後も継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		深伊沢地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-374-1144
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月16日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	７台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月7日	9月28日	12月26日	3月26日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	1台（１階公民館和室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	公民館調理室2台 （公民館１台・センター１台）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H29アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例 第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
もう少し努力できる

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
もう少し努力できる

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	7	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 22.6% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	31	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境に関する啓発ポスターを掲示し，施設利用者にエアコンの切り忘れや不要時の消灯などの省エネ対策の取組みを周知する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
″環境に関する啓発ポスター及び環境方針を掲示し，施設利用者に対する環境啓発を行うことができた。 また，施設利用者に「公民館使用報告書」を提出してもらうことで，退館時のエアコン，電気の消灯を徹底できた。″

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		鈴峰地区市民センター
連絡先（内線・外線）		059-371-0001
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月28日
	上半期提出日	令和5年10月17日
	下半期提出日	令和6年4月18日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	６台（センター事務室１台/和室２台/ホール２台/図書室１台）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月7日	9月6日	12月6日	3月6日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら〇を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台（旧公民館事務室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶式）	和室１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１階事務室，公民館調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H24アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市農業集落排水処理施設条例 第１１条	使用者は，排水処理施設の使用を開始，休止若しくは撤去又は再開始をしようとするときは，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない	農業集落排水設備	―

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	6	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 26.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	23	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	8	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 88.9% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	9	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に関する意識や関心を高めるため，ポスター等を市民センター，公民館の窓口等に掲示する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
実施は徹底されている。 今後も環境問題を意識して，啓発等に取り組んでいきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		庄内地区市民センター・公民館
連絡先（内線・外線）		371-0004
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月29日
	上半期提出日	令和5年10月27日
	下半期提出日	令和6年4月18日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	5台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月30日	9月29日	12月28日	3月22日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	２台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式・液晶式）	（事務室 ブラウン管式） （公民館和室 液晶式）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	調理室１台：ノンフロン

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H２１アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	２０台（770㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第5条	浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない（ただし書き省略）。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条，第11条	第10条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 第１１条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第10条の2	浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法第11条の2	浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
浄化槽法施行規則第5条	浄化槽管理者は、法第十条第一項 の規定による保守点検又は清掃の記録を作成（業者への委託可）・保管（3年間）しなければならない。	浄化槽	単独処理／沈殿分離接触ばつ気方式／５０人槽
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	3	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 12.0% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	25	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，１回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
利用者への環境問題に対する意識向上のため，環境関連のポスターを掲示し環境問題への意識を高める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
地区市民センターの待合の掲示板に環境関連のポスターを掲示し、市民の方にも見てもらえるように工夫している。次年度も引き続き実施していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS　（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		人権政策課
連絡先（内線・外線）		3362
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
	該当なし		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数		実　施　日	該当なし
	名	訓 練 内 容	
		実施時の写真撮影有無	

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	326	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 37.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	878	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0

【R5年度】環境目標７に対する所属の結果
物品購入が無い

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
イベント時の配布物に「【鈴鹿エコモーション6】鈴鹿市職員は地球環境を意識し6つの項目に取り組んでいます。」を入れ、市民等に対して環境活動のPRをする。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
イベント時の配布物（プログラム）に「【鈴鹿エコモーション6】鈴鹿市職員は地球環境を意識し6つの項目に取り組んでいます。」を入れたことにより環境活動のPRができ、来年度以降も継続していく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS　（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		一ノ宮市民館
連絡先（内線・外線）		059-383-1220
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	１０台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
6月23日	9月22日	12月22日	3月18日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶テレビ・ブラウン管式）	液晶1台，ブラウン管式2台（１階和室，すこやかホール，リラックスルーム）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	１階調理室

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	１台（屋外）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	アクティ１台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	21台（600㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法　第14条の2　（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	灯油／950Ｌ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例　第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）〇据付面積２㎡以上の炉〇ボイラー又は入力７０kw以上の給湯湯沸し設備〇内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）〇高圧又は特別高圧の変電設備（全出力５０kw以下のものを除く）〇蓄電池設備	温水ボイラー（灯油）	2台（伝熱面積4.51㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

11

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例　第46条	指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量〇第２石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体　1,000L〇第３石油類（重油等）非水溶性液体　2,000L	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	灯油／950L

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

12

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力
・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	9月19日	
実施人数	実　施　日	10月5日
4　名	訓 練 内 容	調理研修室からの出火時の対応に関する訓練
	実施時の写真撮影有無	〇

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	55	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 49.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	112	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 0.0% もう少し努力できる
R5年度に購入した件数→	5	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境に関するポスター（標語）等を市民館の掲示板等に掲示することにより，環境問題に対する住民の関心を高める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
館内及び駐車場に、以下のような温暖化対策の呼び掛けを利用者に対して年間を通じ行った。 ・自動車駐車中のアイドリングストップ。・エアコンの温度設定の変更をしない。・部屋を使用しないときの電気の消灯。について掲示を行った。次年度は、今年度行った内容にプラスして、節水にご協力くださいの掲示を行う

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R５年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		一ノ宮団地隣保館・児童センター
連絡先（内線・外線）		382-6328
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年9月5日
	上半期提出日	令和5年10月19日
	下半期提出日	令和6年4月18日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達することが必要 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要	空調機器（業務用・第一種特定製品）	5台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月26日	8月16日	10月17日	3月30日

↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓　※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。

4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	空調機器（家庭用）	【隣保館　３台（場所）和室１台・保健室1台・相談室1台】【児童センター　３台（場所）おやつ室1台・図書室1台・遊戯室横倉庫1台】

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（液晶・ブラウン管式）	液晶テレビ1台（和室） ブラウン管式テレビ1台（１階事務室）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台（H29アクティ）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	２６台（894㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	41	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 19.7% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	208	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「０」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく，１回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	10	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 76.9% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	13	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
グリーンカーテンを施設に設置し，節電に努める。 5月：グリーンカーテン用植物の設置 6~9月：グリーンカーテンの実施 10月：グリーンカーテン用植物の撤去
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
生育がうまくいかず、グリーンカーテンの生成ができなかった。来年度は、遮光カーテン設置して節電を図りたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		玉垣会館・児童センター
連絡先（内線・外線）		382-5883
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月17日
	下半期提出日	令和6年4月10日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	９台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
5月20日	9月12日	12月28日	3月12日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ(液晶)	1台（玉垣会館福祉棟）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	児童センター１台，会館1台福祉棟1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	１台（玉垣会館）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）　第5条・8条	第5条　自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条　自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	1台 アクティ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

6

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

7

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法　第14条の2　（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋外タンク貯蔵所／油水分離施設	（玉垣会館）灯油／950Ｌ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

8

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例　第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない。【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄）〇据付面積２㎡以上の炉〇ボイラー又は入力７０kw以上の給湯湯沸し設備〇内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）〇高圧又は特別高圧の変電設備（全出力５０kw以下のものを除く）〇蓄電池設備	温水ボイラー（灯油）	1台（玉垣会館）（伝熱面積5.0㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

9

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例　第46条	指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。【指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量〇第２石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体　1,000L〇第３石油類（重油等）非水溶性液体　2,000L	屋外タンク貯蔵所	（玉垣会館）灯油／950Ｌ

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

10

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日	9月29日	
実施人数	実　施　日	9月29日
4 名	訓 練 内 容	屋外灯油タンクや湯水分離層の仕組みを学び，油漏れの対応〔吸着マットの使用法等〕を訓練した。
	実施時の写真撮影有無	×

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	71	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 45.8% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	155	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。 ※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」 ※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	2	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 66.7% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	3	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度 作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
事務所での照明やエアコン等の適正利用に務めると共に，会館利用者に冷暖房，照明スイッチの切り忘れがないよう，貼紙や会館使用報告書等を利用して周知徹底を行う。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
適切な空調管理を実施することができた。また、会館利用者にも周知徹底し、使用後の点検も行った。次年度も引き続き取り組んでいく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		男女共同参画課
連絡先（内線・外線）		059-381-3113
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月2日
	上半期提出日	令和5年11月15日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空冷ヒートポンプエアコン　ほか	６台

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月18日	7月18日	12月19日	2月20日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	1台	実施した

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	2台（事務室，食の工房）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

4

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
三重県生活環境の保全に関する条例　第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	70台（1761.15㎡） 第1駐車場26台525（㎡） 第2駐車場44台1236.15（㎡）

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

5

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し，休止し，若しくは廃止し，又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは，当該使用者は，あらかじめ，その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，同様とする。	下水道排水設備	ー

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数		実　施　日	
	名	訓 練 内 容	
		実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	305	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 59.1% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	516	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数

「支出負担行為（単契物品）」の枚数

R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	1	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 33.3% もう少し努力できる
R5年度に購入した件数→	3	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度 作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
来館者への関心を高めるため，退室時の空調等の電源チェック表の記載や，環境に関するポスターなどを掲示する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
環境政策課から配布されたクールビズやウォームビズ等のPDFデータを印刷し，館内に掲示した。来年度も引き続き実施する。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）					
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		市民対話課
連絡先（内線・外線）		3327
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月24日
	下半期提出日	令和6年4月19日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	（株）エイジェック　名古屋オフィス

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
	該当なし		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
・訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	該当なし
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	269	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 36.4% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	738	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	7	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 87.5% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	8	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R５年度作成枚数 →	0	【R５年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓ 作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標

環境啓発ポスター等の窓口掲示やアンケートなどの印刷物により鈴鹿エコモーション6の周知を行い，環境問題に対する市民の意識・関心を高める

【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】

環境啓発ポスター等の窓口掲示やアンケートなどの印刷物により鈴鹿エコモーション6の周知を行った。環境問題に対する市民の意識・関心を高めるため、引き続き次年度も窓口掲示及び印刷物への周知を拡大しつつ、継続していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P）（当初入力）	該当なし				
実施結果（D）（3月入力）					
評　　価（C）（3月入力）					
改　　善（A）（3月入力）					
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）			

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS （鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第２位まで入力

所属（課等）		戸籍住民課
連絡先（内線・外線）		3347
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月17日

凡例

：当初提出時に入力する箇所
：上半期提出時に入力する箇所
：下半期提出時に入力する箇所
：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅰ 環境方針の伝達・携帯　※各職員による携帯・職場への掲示

・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象

・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者　（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	株式会社　エイジェック

・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○

Ⅱ 職場研修の実施

・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。

・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員　※パソコンが一人１台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施

セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。

Ⅲ 施設及び設備等の点検

・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。

・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。	空調機器（業務用・第一種特定製品）	２台（待合ロビー）

上半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		下半期　※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）	
４月～６月　点検実施日	７月～９月　点検実施日	１０月～１２月　点検実施日	１月～３月　点検実施日
4月14日	7月14日	10月13日	1月15日
↓　点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択　↓		※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。	
4月～6月　○	7月～9月　○	10月～12月　○	1月～3月　○

定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。）　※簡易点検に上乗せして実施するもの	対象台数	定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器　【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上	該当なし	該当なし

算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「**充填量**」及び「**冷媒の種類**」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量	充填なし

年間総合実施状況（入力：3月）選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2

適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）　第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	液晶テレビ	待合ロビー1台

年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力

- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ　12Ｓｕｚｕｋａ-ＥＭＳ内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		
実施人数	実　施　日	
名	訓 練 内 容	
	実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- 環境目標1～5は，「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると，各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため，昼休みは業務に差し支えのない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】環境目標１に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】環境目標2に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】環境目標3に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

４Ｒ活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】環境目標4に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】環境目標5に対する所属の結果　↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」　1%以上22%未満:「もう少し努力できる」　22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値　＝　市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	795	【R5年度】環境目標6に対する所属の結果 25.0% 徹底されている
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	3182	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく，1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と，適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入１件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」　0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」　58%以上:「徹底されている」
※58%：令和5年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値　＝　市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	12	【R5年度】環境目標７に対する所属の結果 80.0% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	15	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果　↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し，その実施状況や改善点を入力してください。

【令和５年度】各所属で取り組む環境目標
環境問題に対する市民の関心を高めるため，窓口に「鈴鹿エコモーション６」の看板を設置し，市民への周知を図る。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
窓口カウンターに「鈴鹿エコモーション６」の看板を１枚設置している。市民の方に「鈴鹿エコモーション６」を知っていただく機会を増やすという意味で，看板のさらなる増設を進めていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標	基本方針	施策

実施施策		実施施策詳細	担当G
年間計画（P）（当初入力）	該当なし		
実施結果（D）（3月入力）			
評　　価（C）（3月入力）			
改　　善（A）（3月入力）			
環境管理責任推進員評価（3月入力・リストから選択）		次年度以降の事業の方向性（3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は，各項目の入力内容に応じ，自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。